

**第7回静岡市・蒲原町合併協議会
第7回静岡市・由比町合併協議会
合同会議 議事録**

平成16年10月7日
静岡市・蒲原町合併協議会事務局
静岡市・由比町合併協議会事務局

- 1 開催日時 平成16年10月7日(木)午後1時30分から
- 2 開催場所 静岡市東部勤労者福祉センター(清水テルサ)7階大会議室
- 3 出席者 (1) 静岡市・蒲原町合併協議会
小嶋会長、山崎副会長、
鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、
須藤委員、石川委員、池田委員、志田委員、吉田委員、
斉藤委員 (全13名出席)
- (2) 静岡市・由比町合併協議会
小嶋会長、望月副会長、
鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、
安部委員、佐野委員、佐藤委員、小林委員、豊島委員、
斉藤委員 (全13名出席)
- 下線の会長及び委員は、両協議会兼務

4 議題

(1) 協議

建設計画について

法による特例項目について

一般項目について

住民説明会について

公聴会(住民意見発表会)について

(2) その他

5 会議内容 以下のとおり

【開会】

事務局 定刻となりましたので、第7回静岡市・蒲原町合併協議会及び第7回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を開催いたします。

開会に当たりまして、会長から一言御挨拶申し上げます。

【会長あいさつ】

会長（小嶋静岡市長） 第7回合併協議会合同会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は平日にもかかわらず傍聴の方も大勢お越しいただきまして、ありがとうございます。議論もだいが詰まってまいりましたので、御関心のあろうところが多々出てくると思いますので、また御理解、御協力をいただきたいと思います。また委員の皆さんには、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

さて、合併協議会もスケジュール的にあと数回を残すのみとなっております。したがって、限られた貴重な時間の中で、慎重かつ積極的な議論を重ね、1市2町にとって真に有意義な協議を進めていきたいと考えております。

また、今回の議題にもありますように、今後、住民説明会などの開催が予定されております。そこでは住民の皆様から多くの御意見や御要望等をいただくものと思われませんが、合併協議会といたしましても、住民の皆さんの声を真摯に受けとめ、誠意をもって対応していきたいと思っております。これからも委員の皆さんと力を合わせて、さまざまな課題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局 ここで報道関係者の方をお願いいたします。これより議事に入りますので、取材は傍聴席からということにさせていただきます。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは議長であります会長に進行をお願いいたします。

【前回の協議状況について】

議長（小嶋静岡市長） それでは、本日の協議に入る前に、前回、第6回の合同会議における協議状況について、事務局から報告をいたします。

事務局 それでは、前回9月3日に開催されました第6回合併協議会合同会議における協議状況について御報告いたします。お手元にこの関係は資料がございませんので、お聞きをいただきたいと思います。

前回は法による特例項目、一部事務組合及び建設計画について協議を行いました。

法による特例項目につきましては、最初に6番の「議員の定数及び任期の取扱い」、10番の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」及び一般項目の15番「組織及び機構」のいわゆる関連3項目について協議を行いました。そして由比町の検討案について、「議員の定数及び任期」を定数特例1回に修正したほか、政令指定都市における区の出張所と地域自治区等について、法令上の取扱いを整理するとともに、それぞれの検討案についてイメージ図を用いて御説明をいたしました。これに対し、由比町としては、改正合併特例法による地域自治区を望んでいるが、政令指定都市における区役所等との関係もあるので、持ち帰って研究し検討したいとの御意見があり、継続協議の扱いとなっております。

次に7番の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきましては、選挙による委員の在任数について、静岡市と両町の農業委員会との考えが一致していないことを説明するとともに、次回の手合会議までには結論を出していただくよう、各農業委員会にお願いする旨をお話しいたしました。これに対して、各農業委員会で結論が出ないようであれば、次の手合会議において合併協議会として決めたらどうかという御意見がございました。

次に8番の地方税の取扱いにつきましては、都市計画税の税率を静岡市と同じ0.3%とするのか、または0.3%未満で不均一課税とするのかについて意見が分かれているところでありますが、これについても次回の手合会議には結論を出す方向で検討することになりました。

続いて、一般項目の12番「一部事務組合等の取扱い」について協議を行いました。まず環境衛生組合については、事前に両町案の一部修正について説明した後、協議を行いました。経費の負担割合の表現方法に関する質疑や、事業縮小における火葬場施設の取扱い等について御意見があったほか、これら3つの案について持ち帰って再検討したい旨の御発言もあり、継続協議となりました。

次に消防組合について協議をいたしました。これまでの成り立ちや経緯を踏まえ、現在のすべての機能をそのまま静岡市に統合するという意見に対し、危機管理等を含めた対応を考えた場合、行政区域となる蒲原・由比地区の消防業務のみを統合するという意見があり、引き続き調整していくことになりました。

次に病院組合についてですが、両町案に経営改善策を盛り込む旨を説明した後、協議を行いました。そして経営改善については、病院組合では第三者機関への委託を検討しているとの報告がございました。またすり合わせ案における「当分の間」や「当面」「できるだけ」という表現は、存続ということを考えて場合、取ったほうがよいとの御意見や、看護専門学

校の廃止計画についての質疑などがございました。

最後に建設計画については、それぞれ1市1町の建設計画の中間素案について協議をいたしました。ここでは事業内容の一部修正や、事業の実施についての要望があった他、建設計画と地方税の取扱いについての御意見がございました。そして、それぞれの建設計画の中間素案について御了解をいただいたので、県への事前協議を行うことといたしました。

以上、簡単ですが、前回の協議状況について御説明をいたしました。

議長（小嶋静岡市長） ただいま前回の協議状況について報告がありましたので、御了承いただきたいと思います。

【建設計画について】

議長（小嶋静岡市長） 次に建設計画中間素案の県との事前協議の結果について、事務局から報告があります。

事務局 建設計画の事前協議の結果についてでございますが、それぞれの建設計画の中間素案について前回決定していただいたことを受けまして、9月10日付けで県に中間素案を提出し、事前協議について依頼をいたしました。その結果、県からは静岡市・由比町合併建設計画について意見がございました。お手元に静岡市・由比町合併建設計画書がございますので、お聞きいただきたいと思います。資料の16ページになりますが、下から2番目の地すべり対策事業の事業概要のうち、対象箇所として西倉沢、白井沢のほか、寺尾地区を追加したほうがよいとの意見がございましたので、その旨修正をいたしました。県からの修正意見はこの1点のみでございました。

またもう1つの静岡市・蒲原町合併建設計画書をご覧いただきたいと思います。資料の8ページをお開きください。前回、山崎副会長さんのほうから、資料の8ページの下から2段目、老人福祉センターの欄に、現在整備中の介護予防施設事業を加えてほしいとの御意見がございましたので、ご覧のとおりつけ加えをいたしました。

なお、今回はこれらの修正部分を踏まえまして協議していただき、その結果、中間素案として確定することについて御承認いただければ、今後、全世帯に配付する予定の住民説明会資料にその概要を盛り込むこととなります。以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいま事務局から説明がありました建設計画の中間素案について、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。山崎副会長さん。

副会長（山崎蒲原町長） この中間素案に盛り込む規模なのか、どうなのか少し微妙なので

すが、前から由比町さんのほうからも特に出されております、由比町・蒲原町と静岡市を結ぶもう1本の道路についてでございますが、現在、事故等がありますと、交通が寸断されてしまうという状況が町でございます。これはどういう主体が責任を負うべきなのかよくわからない話で、とても単独の自治体でできるような話ではないのかもしれませんが、何かそうしたニュアンスについて、ここで確認ができればと。いろんな考え方があろうかと思うのですが、どうしてもやはり私たちの地域からすると、蒲原も同様に、静岡へ何らかの形でもう1本の道路があればということが非常に念願でございますものですから、その点だけは少し強調させていただきたいと、こういうことでございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいま山崎副会長さんから御提案がありました、いかがでしょうか。

事務局 恐れ入りますが、静岡市・由比町合併建設計画の資料の12ページをお開きいただきたいと思っております。5番の都市基盤のところ「道路の整備」あるいは「第2東名アクセス道路建設の可能性調査」、この辺りの内容で対応できればと、事務局としては考えております。

議長（小嶋静岡市長） 建設計画に掲げるということは、結局、ある程度財政的な枠に入るかどうかも頭に入れてやらないと、ただ書いてだけでは意味がないわけです。素人が考えても、きちんとした道路にすれば、恐らく100億から200億円という話になってしまうものですから、将来的に努力をしていくことではあろうかと思っております。いずれにしても一自治体ができるわけではない。恐らく、かなり重要な道路として位置づけをして、上部機関のいろんな助成制度をもらうような努力もしなければできないということにもなります。ですから、地域の人たちの強い希望といいますか、将来に向けてそういうものに取り組んでいくということで、こういう表現になったと思っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。今、蒲原町長さんのほうから、そういうお話をいただいて、全く由比町の考え方に同調していただいて、新しく静岡市となったときに、さった峠の道路状況の悪いこのアクセスをどうするのか、ということになってくるわけでありまして。こうした合併建設計画の中に、大筋として入れていただいていると私は理解しているのでありますけれども、再三にわたりましてこの合併協議会の中でこの問題が出てまいりますし、私個人といたしましても、静岡市長にも強くお願いをしているところであります。やはり今後心配になるがゆえに、こうした議論が何回もなされていることでもありますので、ぜひ合併協の皆様方も、この問題について強く静岡市と約束をしているというよう

な気持ちを持って、今後、事に当たっていただけることを希望しているところであります。

文章的にはそのような書き方でしか書けないということで、理解いたしますけれども、気持ちの上で、大変強い希望を持っているということは、御理解していただきたいと思います。議長（小嶋静岡市長） それでは、建設計画につきましては今回、中間素案として確定し、この内容によりまして今後開催予定の住民説明会等で住民の皆さんに説明をしていくこととさせていただきます。

【議員の定数及び任期、地域審議会及び地域自治組織の取扱い、組織及び機構について】

議長（小嶋静岡市長） 続きまして、継続協議となっている項目について、順次協議を進めていきたいと思います。

最初に、別紙資料の1ページになりますが、法による特例項目について協議を行います。ここでは6番「議員の定数及び任期の取扱い」、10番の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」、そして一般項目の15番「組織及び機構」の関連3項目について、一括して御協議をいただきたいと思います。

それでは順次御意見がありましたら、御発言をお願いをいたしたいと思います。安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） 由比町の安部でございます。

それでは3項目ということでございますので、私は法による特例項目の中の10番の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」について、意見を述べさせていただきたいと思います。

結論的に申しますと、私たちの町としては、地域自治区を設置して、その中に協議会を設けていただきたいというのが、私の意見でございます。

なぜそうなるかという理由について一言申し述べさせていただきたいと思います。平成の大合併という大きな時代の過渡期の中で、70万市民の政令市を目指す静岡市と、また隣町とはいっても1万余の由比町が合併するということは、町としても議会、また町民にとっても、将来どうなっていくのか、実際、不安は一杯でございます。今まで頑張って培ってきましたもろもろのまちづくりについて、不安解消のために、この合併協の中で細かく32項目にわたり協議しながら、事項別に決定された件、またこれから決めていく事項があるわけでございますけれども、過日議長からも話がありましたように、この協議会の決定項目については、多くのすり合わせ事項がある中で、すべてではないが大筋を決めて、細部に至っては合併後に絞って結論を出していくという話がありました。

これは時間的な制約もあることは承知しておりますけれども、こういう話し合いの決定的担保は、どこで誰がするのかとなれば、私たちの考えとしては自ずと、平成16年5月26日に公布されました改正地方自治法、また改正合併特例法の中での地域自治区を設けていただき、それに基づき、今までのまちづくりを将来の地域づくりにつなげていただくことが、不安解消になると思います。

地域住民の意見の反映や処理、この協議会で決めていただいた建設計画の忠実な実施の確認、また計画変更での意見具申等、安易にできるためにも、行政執行機関も、まちが大きくなると声も届きにくくなるし、目にも見えにくくなると。そういった意味でも、公平性・透明性の維持、また住民の行政に対しての実質参加を配慮するためにも、ぜひ地域自治区と協議会の設置をお願いしたいということでございます。よろしく御配慮のほどお願いしたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） はい、どうもありがとうございました。そのほかにこの件について、御発言あればよろしく申し上げます。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員（由比町区長会長） やはりこの地域自治組織の機能の中に、いわゆる地域の住民の意見が反映される。また協議会等の権限の中にも、いろいろな地域住民の意見が反映される。こういうことがうたわれております。本日の朝刊を見ますと、天浜地域の合併協の中でも、浜松の市長が、現在の役場が地域で果たしている機能を損なわないような新制度に移行したいというような発言があります。市は小さな市役所、大きな区役所と、このような発言で、区役所にもっと大きな権限を与えるべきだという発言もされております。小さい町であります、やはり住民の声が反映されるような組織をつくっていききたい、このように思っております。

議長（小嶋静岡市長） ほかに御意見ございましたら。はい、剣持委員。

剣持委員（静岡市議会議員） 剣持です。

今、由比町の2人の委員からお話があって、110余年の歴史を持つすぐれた歴史文化の由比町を思う皆さんの気持ちというのは、よく私どもも理解をいたしております。しかし、もう静岡・清水が合併して、現実にもうすぐ近くに迫ったこの政令市がスムーズに進行していくということが、私は大変大事であろうかと思えます。少なくとも天浜地域は合併して、その2年後に政令市という問題があるわけでありまして。静岡市の場合には、既に清水区役所をつくって、我々としては少なくとも由比町・蒲原町のことを思う中で、出張所、あるいはサービスセンターという中で十分合併のサービス効果が期待できるし、またそうでなければな

らないと考えております。むしろ地域自治区というものをつくることによって、かえって一体感を疎外してしまうのではないかと私は思います。

その不安がなくなるように、区役所機能、あるいはそのサービスセンターや出張所がそれを十分補完すると。願わくば私は、地域審議会、原案としては、静岡市は設置しないということになっていますが、もし出張所あるいはそういう形の中で御理解いただけるならば、地域審議会でも十分私は必要あればできるではないか。そういう意味で、これから来年政令市になる中、地域自治区というものが、小じんまりまとまってしまうことが、将来の由比のために果たしていいのかと、私は逆に不安とか危惧をする部分があります。

したがって、静岡の市民感情からすると、今いかに区役所機能を高めてサービスを上げていくかという中での出張所やサービスセンターというものをこれから盛り込んでいくということであるならば、私は十分、地域自治区でなくても補完できると思うし、できたらそのように御理解いただけるようなコンセンサスをひとつ議長さん、あるいは委員の方からお話をいただければありがたいと思っています。

斉藤委員（静岡県総務部参事） 静岡県の斉藤でございます。

私のほうから、地域自治区と、それから地域審議会、地域協議会について、どのような違いがあるのか、その辺について少し御説明をしたいと思います。協議資料の2 - 13ページをご覧くださいながら、話を聞いていただきたいと思います。

今回、蒲原町からは地域審議会と出張所の設置、由比町からは地域自治区とその事務所の設置ということが検討案として出されております。それぞれ2番と3番がその図でございます。

まず、地域自治区についてでございます。これはこの5月、合併特例法の改正がございまして、市町村の合併に際して導入できることとなった新しい制度です。ちなみに地域審議会というのは従来からございます。

この地域自治区ですが、地域住民の意見を反映させつつ、地域に密着した市町村の事務を処理するという目的で、合併に際して旧市町村の区域を単位、例えば由比町、蒲原町それぞれ地域自治区を設置することもできますし、由比町と蒲原町を合わせて1つの地域自治区とそのようなことも制度上可能になっております。自治区には事務所と職員が置かれます。これは当然、市の職員になります。必要となる場合は区長を置くということもできます。これは市長からの委任によりまして、自治区では地域密着の住民サービスを行うというようなものでございます。あと住民と行政の協働といった意味から、地域づくりの場というような特

徴を持っています。もう1つの特徴は、住居表示にこの地域自治区の名称を冠することができるということがございます。具体的に言いますと、政令市になった場合、住居表示上、静岡市清水区〇〇地域自治区、以下町字名と、そのような形になります。

これに設置する地域協議会でございますが、地域の重要事項について審議し、市長に対し意見を述べるができるといった機能がございます。この2 - 13ページの下のほうに書いてございますが、これは地区の住民から協議会の構成委員を選任して、報酬は原則無報酬ということになっております。

天竜・浜名湖地域でも地域自治区を考えておりますが、これは合併特例法に基づく自治区ではございませんので、地方自治法に基づく地域自治区ということで、これは市内全域を幾つかの区域に分けて地域自治区を設置するという意味で、由比町さんから提案のあるものとは少し違います。由比町で提案されているものは、由比地区に設置するという意味で、自治法の地域自治区と合併特例法の地域自治区といった違いがございます。ただ処理する事務等については、その違いはございません。

一方、地域審議会についてですが、これは合併によって地域がさびれてしまうという懸念を払拭するために、合併前の旧市町村単位に審議会を設置して、市長に対して意見を述べたり、諮問に対して調査の上答申をするという権限がございます。これも合併前の旧市町村の住民の声を市の施策に反映させるといったことを目的としたもので、この場合の審議会の委員には、報酬は支給されるということになります。県内では磐田市など磐南5市町村の合併、それから掛川市の合併、そこで地域審議会を設置するということが決まっております。

いずれにしても、地域審議会と地域協議会ですか、それほど大きな役割に差はございません。いずれの場合も地域の重要事項や市長の審問に対して意見を述べるといったことから、それほど両者の権限に差はないということはいえると思います。

それから、それぞれの所管業務についてですが、出張所の所管業務と地域自治区の事務所の所管業務。これも結論から申し上げますと、どちらも静岡市と由比町、蒲原町の協議によって決まってくるということで、それほど両者に差はないと聞いていいと思います。

地域自治区は住民サービス、地域の環境整備等、そういうことを実施するわけですが、現在、天浜地域でまだここも具体的に決定しているわけではございませんけれども、検討しているのが、申請・届出の受付ですとか、証明書の発行などの窓口サービス、あと施設の維持管理や地域振興など、地域に密着した業務、あと防災等、その辺のことを実施するというような方向で検討されているようです。

いずれにしても、出張所も当然どんな業務を所管するかということについては、これも市と町の協議によって決められてくるわけございまして、いずれにしても両者実施できる事務についても、市と町の相談の上で決まるという意味で、それほど差はないと言ってよろしいかと思えます。ですから由比町さんの提案、それから蒲原町さんの提案も、住民サービスの実施という意味、それから住民の意見の反映という意味からは、大きな差はないということ御理解いただければよろしいのではないかと思います。ですから、まずどんな業務を出張所なり地域自治区で所管するのか、その辺を検討していくというのが、具体的な作業としては重要なのではないかとそのように思います。以上です。

鈴木委員（静岡市議会議長） 今、斉藤委員さんから御説明をいただきましてありがとうございました。剣持委員からもお話ありましたけれども、私ども静岡と清水の合併の中でも、対等合併とはいいいながら、地域審議会の問題が議論されました。最終的には清水市さん側のほうで地域審議会を設けることが、要するに一体感を遅めると。地域の中でいろんなことを議論しながら静岡に物を言うというのはあまりいいことではないと、これはもちろん対等合併っていうのもありましたけれども、根底にはそういう精神があって、地域審議会を設置しなかったという経緯があります。

今、斉藤さんから御説明いただきましたように、両方ともあまり大差はないということがありましたし、私、やはりこの地域自治区の発想というのは、普通市の場合の合併が大前提にあったような気がします。由比町さん、蒲原町さんが仮に合併したとしても清水区の中に入るわけで、区役所業務の中の範疇を越えることはできないと考えております。ですから地域審議会の中で、十分私は機能が果たせると思うし、安部委員さんのほうからどうしても自治区だっていう話がありましたけれども、逆に、自治区でなければできないことが何かあるのでしょうか。こういうものが問題だっていうのがあれば、そういうのをぜひ披瀝していただいて、そういうことに対しては特に注意深くやっていくという確約が取れば、私は自治区にこだわらなくてもいいのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。

この問題は、法による特例項目の6番と10番、一般項目の15番という関連性の中で審議をされてきたと思っております。そうしたことの中で、どういう形にいたしましょうかという形で、各地域において議論をされてきた形でありまして、先般も申し上げましたわけですが、そうした関連性のあることの中で、由比町として、新法の中で定められている地域

自治区の勉強をしてきた中で、この法律のよさに魅力を感じまして、こういうことであるならば、たとえ1万人の町が70万人の市にお世話になってもいくのではないかという形になってきているわけであります。

今、斉藤委員のほうから、大して違いがないというようなお話があったわけでありますが、専門家の先生がそういう形で言われるのでありますので、正しいかと私は思いますし、剣持委員も再三にわたりまして、地域審議会も同じではないかというような形を言われているのですけれども、前回もたしか言われたと思うのですが、静岡市は地域審議会も設置しないという形になっています。なっているはずでございます。それはもう地域審議会を認めたような形で発言をされているというように、私には今聞こえるのでありますけれども、それと鈴木委員さんが今、どういうことを具体的にするのだということの質問が逆にあったわけであります。

私は町を預かる町長として、議会の様子だとかいろいろ聞いているわけでありますけれども、とにかくこの話をまとめなくてははいけないと。合併協でこれだけすり合わせてきて、しっかりと調印をして、議会の議決を得てやっていかなくてははいけないという形で、非常に思っているところであります。そうした中で今、70万人の静岡市さんが、合併特例法の中での片山総務相にお願いをして、70万人で政令市になるという形で、その指定がおりてくるという形になっていると思います。また面積が大変広い静岡市になるということ、行政区は3つであるということ、そのうち清水区の人口が由比、蒲原が入ると25万人になるということ。そうしたいろんなことを考え、また私も静岡市長に対して再三にわたり、清水区を将来的に2つくらいに分けていただきたいというようなお願いをしているところであります。一度区を分けるとなかなかそれを2つにするのは難しい、平成21年のときに2つにさせていただきたいというような気持ちを持っているわけでありますが、そういうことについてもなかなか難しいように聞こえております。

いろいろとそういうことが時代背景の中にあるわけでありますけれども、由比町は、こうした1万人の由比町の皆さんが静岡市に合併することに対して非常に大きな不安を持っております。

少し長くなりますけれどもお話しさせていただきますが、まずは行政サービスが低下してしまうのではないかと。これは合併に関わる皆さん誰しもが考えていることではあります。役所、本庁舎が大変遠くなって不便であるということ。それから住民の声が反映されにくくなってしまわないかということ。私たちも小さな町でありますので、住民が

らいろんな要望等があった場合、苦情等があった場合に、すぐにそれを対応しようという形でやっているわけでありますけれども、そうしたことが由比町の皆さんからすると、住民の意見が市に届きにくくなってくると。まして議員定数1人という形の中で議員が1人になった場合に、その議員が果たして由比町を代表して静岡市に対して意見を物申すことができるかどうかということ。

それと、静岡市という大きな形の中になりますと、住民の自治意識、まちづくりという意識の低下が起こってくるのではないかとということをご心配しております。中心部だけがよくなって周辺がさびれるということはよく言われますけれども、由比町において、特に入山地区のほうについては、そういう現象が起きてくるのではないかとということが言われております。

また、各地域の歴史であるとか文化・伝統というものがあるわけでありますけれども、そうしたものをどうしても維持管理していかななくてはならないという立場からすると、なかなかそういう面についても危惧するところがあるわけであります。

そうしたことを払拭、解消していくために、私たちはこうして今度できた合併特例法の中での地域自治組織と地域審議会の検討を十分ずっとやってきたわけであります。合併が行われますと、合併直後に大変な激変が起こってくると私は思っております。そうした直近の激変緩和に対する措置として、やはり一定の期間、合併特例法に基づいて、法で定められた地域自治組織の制度がこうしてできたことでもありますので、その法を利用しない手はないのではないかと私は思っているわけでありますけれども、なかなかその辺が皆さんに認めていただけないことであると思います。

では、なぜ由比町が、地域審議会よりも地域自治区を有利として判断したのかと、今齊藤委員は、大した差がないと言われておりますけれども、由比町にとっては大きな差があるわけであります。一つ一つ御理解いただけるかどうかわかりませんが、せっきくの機会でもありますので、やはり私は町の長として申し述べていかなければならないと思っております。

地域自治区には事務所を置くということでありまして、事務所には事務吏員である事務所長、または特別職である区長を置くことができるということになっております。私は、審議会よりも地域自治区のほうが、市長に対して意見を述べることができると判断しております。地域自治区の手事務所は支所、出張所の機能と地域協議会の庶務を担うことができ、地域協議会の手事務所は由比町地区に置くことができるということが定められております。

地域審議会の場合は事務所を例えば静岡市に置くということも可能なわけでありますけれ

ども、地域自治区の場合は、その協議会の事務局は由比町に置くことができるということで、地域の実情や住民の声に根差した最適な事業を実施できるのではないかと私は判断しているところであります。したがって、住民やいろいろな諸団体の多様な意見の調整を行い、住民との協働によるまちづくり、その要になれるというように私は判断しているところであります。これは地域自治区にある機能の中で、住民活力を引き出し、地域の活性化を図ることができるという判断しているところであります。

そういうことの中で、次に地域協議会の諮問者でありますけれども、これは市長とその他の機関ということになっております。地域審議会の場合は市長のみがその地域に対して諮問をすることができるわけでありまして、市長とさらにその他の機関から、その地域に対して諮問ができるということは、行政課題に関与できるとともに、地域の課題だとか問題点の協議について、迅速に対応できると私は判断しているところであります。

それから、地域協議会について次のような権限があるということ。もう私が申し上げるまでもありませんけれども、皆さん御承知だと思いますけれども、「市長は、条例で定める施策に関する重要な事項で、地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。」という形になっているわけでありまして。さらに、「市長その他の機関は、協議会の意見を勧告し、必要があると認めるときには、適切な措置を講じなければならない。」と法に定められているところであります。地域協議会、市長その他の機関から、諮問及び必要に応じた意見を述べるほかに、そうした権限があるということは、審議会とはまた違った意味で、審議会というのは市長の諮問に応じて意見を述べるということからすると、大きな違いがあるのではないかと考えております。

地域協議会は住民と連携強化に関する事項について、市長その他の機関に意見を申し述べるができる。審議会は区域内の事務についてのみ意見が述べられるという形になっております。このため重要な事項及び住民との連携強化に関する事項について、必ず地域住民の意見が反映できると私は判断したところであるわけでありまして。

このようなことを私たち由比町の地域として今、勉強させていただいて、前回の合併協の中で初めて事務局のほうから説明を受けたわけでありましてけれども、その後で町としていろいろと勉強を重ね、本日はこうした中で住民の皆様、由比町の切なるその気持ちを一度披瀝して御理解をいただかなければいけないという形になってきているところでございます。

地域自治区の区長については、身近な事務等について専決権限を持つこともできるという

ことも言われているわけでありますが、私たちは別にこれらすべてを静岡市に要求していることではないわけであります。一応由比町として勉強を重ね、こうした権限があると、地域審議会と全然違うと、これこそ町民との協働のまちづくりができると。そのように判断したことでありますので、どこが違うのかとか、そのような言葉で言われても、少し残念に思うわけであります。

静岡市では、自治基本条例の検討懇話会の提言書という形が出ております。私も中身を一通り見させていただきましたが、その冒頭に、「地域が地域の特性を踏まえたまちづくりを主体的に行えるよう、まちづくりの基本理念や市民参画の原則などを定める」と。そうした中でいわゆる自治基本条例を定めるという形になっているところであります。全く私たちが求めている、由比町がこうして静岡市にお世話になる、大きなまちにお世話になる町民の危惧されていることを払拭するためにも、そうしたことが、この静岡市が自治基本条例を定めたことと全く一緒だと思っているところであります。

その中でも、「地域のことは地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たち自らが考え、自らの責任のもと、自ら行動してこの地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です」と、こういう形で静岡市さんが提言していることでありますので、全く私たち由比町もそんな気持ちでいるわけであります。大変小さな町の町民が非常に心配していることを、特に合併直後の直近の激変緩和をどのような形で措置していただけるのか、そうしたことについて心配しているということであります。

一度マイクを置かさせていただきますけど、また具体的な話も出させていたいただきたいと思っております。

安部委員（由比町議会議長） 今、望月副会長のほうから話がありましたから、理解していただけたかと思えますけれども、私からは、鈴木さんのほうからなぜ地域自治区なのか、その辺の具体的な考え方ということで、質問がありましたから、それを具体的に答えるということではございませんけれども、なぜということにつきましては私、意見を申し述べさせていただきます。

その意見の中で、いろいろ不安解消のこと、それから地域住民の意見の反映やその処理、それから建設計画の忠実な実施の確認とか、またその計画変更での意見具申と、そういうことの中で、ぜひこういう自治区を設けて、協議会の中でいろいろな形での地域住民の意見反映をしていただきたいということで話をしたつもりでございますので、今具体的にそれではどうだということは、今のところ私の手元にはございませんけれども、今後の合併後の不安

解消のために、ぜひこういった1つの組織は、法律的に許されているならば、ぜひ設けていただきたいということでございますので、そのあたりを御理解していただきたいと思います。以上です。

小林委員（由比町商工会長） 由比の小林です。

先ほど斉藤委員さんのほうから、審議会と協議会が大した内容の違いはないとお話がありましたけれども、望月副会長からも、その辺についてはそうではないという反論がありました。私も全くそのように思います。

ここに書いてありますように、市長に意見を述べるということは、全く変わらないようですけれども、地域協議会の意見を聞かなければならないとか、建設計画の変更等について意見を聞かなければならないとかの定めがあり、これは大変大きい差があると思います。これが、大した差がないというようなことは、私は考えられないと思います。ですからこの規定を十分にに使わせていただく、採用してもらおうということも大切だと思います。

この改正の法令でこのようになったのです。例えば1つ例を申しますと、この前、新聞報道でありました、宮城島副市長さんが退任のときに言われました、合併協議会で締結した新市計画について法的拘束力がないとは知らなかったと、こういうことです。当事者が知らなかったってことでは、あり得るはずがないですし、やはりこういうことが各地区で合併後に、あるいは合併しようとした中で、全国各地でそのような意見が出てきているからこそ、政府のほうでもこういう法令を改正したと私は解釈しているわけです。

私は住民代表として、この委員に加えさせていただいているわけですが、由比町の都市計画の説明会のときも、3日開いたわけですけれども、私は3日出まして、住民の意見を聞いていました。ほとんどの住民が本当に心配しております。合併していいのだろうか。なぜこのようなことがもっと早く仔細にわからなかったらどうかという意見がたくさんありました。これはやはり由比町の住民特性だと考えていただいてもいいのではないかと思います。ですからぜひその辺のところもあわせて御理解いただきたい。先ほど望月副会長さんからもいろいろ細かく由比町の事情について、住民感情について話がありました。これで十分御理解いただけるかと私も感じておりますが、ぜひその辺のところも住民代表として、皆さんに御理解願いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） 斉藤さん、少し先ほどの補足を。

斉藤委員（静岡県総務部参事） 少し地域協議会と地域審議会について補足をいたします。

例えば、先ほどの2 - 13ページをまたご覧いただきたいのですが、地域審議会の権限とい

うのが、このページの真ん中辺にございます。地域審議会の権限としては、市が処理する当該区域に係る事務に関し、市長の諮問に応じ審議し、または必要と認める事項につき市長に意見を述べる。それで建設計画の変更等と書いてあります。当然建設計画の変更に当たっては、地域審議会の意見を求める必要がございます。ここで必要と認める事項について市長に意見を述べるということが、これは何でもできると思えるものですから、このページの下の方に書いてございます地域協議会の権限の中で、地域審議会にできないという項目はまずないと思います。

ただ、市長の諮問に対する答申という意味では、地域審議会は市長の諮問に対して答申と。地域協議会については、市長その他の機関からも諮問に対する答申と、そういう違いはございますが、地域審議会が必要と認める事項について、審議会が調査をして意見を述べるということはできますので、そういったことで地域協議会の権限との差は、私はそうはないと思っております。

いずれにしても重要事項について、地域審議会に諮問しないということはまずあり得ない話だと思っております。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原の須藤です。

今、望月副会長のほうから、地域自治区についての話があったわけですが、先ほど望月副会長がおっしゃったように、70万の静岡市に小さい自治体が入っていくということで、かなり不安はあります。そういう中で議会としてもいろいろ検討してきたわけです。まず、建設計画がしっかり守られるかどうかと、そういうチェックもしっかりしていかななくてはならないということで、在任特例にするか定数特例にするかという話も出てきました。そういう中で、地域審議회를立ち上げて、責任持ってそのチェックもしていこうと。今、望月副会長のほうから、市長の諮問だけという話がありました。私、資料を見た中では、もちろん諮問についても審議し答申するわけですが、そのほか、建設計画の進捗状況のチェックもできるような形になっていますし、事業事務についても、市長のほうへと意見を言えるような形にもなっております。

ですから地域審議会だから町民の意見が市のほうへと反映できないと、私はそのようには思っておりません。そういう中で、建設計画、あるいは合併がある程度落ち着くまでの5年間というものは、地域審議会というのを立ち上げて、そういうメンバーの中でしっかりと約束をした内容について実行されていくかどうかをチェックし、そういうものについて静岡市の市長さんのほうへいろいろ意見具申してくと。町民の皆さんのいろいろな意見も入れなが

ら、そういう意見を言っていくということが地域審議会の中でできるというように判断しているものですから、私たちとしては、地域審議会を持ち、また出張所1か所ということですが、住民のサービスという意味で出張所を2か所にして、その中にできるだけ今までやってきた内容を入れた中で、住民のサービスが落ちないような形でやっていきたいというような形で、蒲原町としては地域審議会、そして出張所2か所という形で議会の考えはまとまっております。以上です。

杉山委員（しずおか女性の会会長） 杉山です。

皆さんの不安に思う気持ちはわかりますけれども、浜松市の場合の地域自治区の設定と違いまして、来年政令市を迎える静岡市の場合、区を3つに分け清水区ができたところへさらに地域自治区を置くのは、やはり皆さんからも出ておりますけれども、組織として全体をこれから今後見ていくときには、屋上屋を重ねるという意味もありますので、斉藤委員が地域審議会や地域協議会はあまり変わらないというけれども、その地域協議会の場合の地域自治区のところの問題になるわけで、その辺のことを考えると、清水区の中に今度また地域自治区を置くというのは、全体の静岡市の政令市に向けてのスタートにも大変複雑になりますし、できれば蒲原町さんの地域審議会のほうで、これから十分住民の不安を解消できるような形で最善に尽くしていけば、かえって清水区の中にまた地域自治区をつくってということでもよいのではないか、静岡のほうではそのように願っております。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。

今、杉山委員さんの屋上屋の話が出てきたわけでありましてけれども、政令市の中で行政区があることによって、その下に自治区をつくることということがどうかということですね。前回こうした6番と10番と15番の3つの関連性のある審議の中で決めていただきたいということと言われてきて、由比町として自治区という問題を初めて出したときに、初めてこうした政令市の中の自治区はそぐわないという話が出てきました。であるならば、最初からそういうことももう少し早く情報提供いただきたかったし、いろいろな意味で屋上屋の話が再三にわたって出てくるということでもあります。しかしながら、総務省のほうへもいろいろと私どもも勉強というか、問い合わせをしているのですが、法的には認められていますということであり、それは静岡市さんの考え方の中で、やはりこれは話し合いをしていかなければならないということになるかと思っております。

私は小さな町で育っていることで、小さな町の住民の代表の意見のような形を言わせていただいておりますが、先ほど蒲原の須藤委員さんが、地域審議会で蒲原の町民の不安を十分

払拭することができるというような話をされましたが、先日、石川委員も冒頭、会議の前に、在任特例の問題で会長に対しても意見を申したことがありました。石川委員に、それはあなただけの意見ですかって聞きましたところ、須藤委員からも、蒲原町議会の中でいろいろ話し合った結果としてそういう意見を述べているのだということを言われましたけれど、由比町以上に蒲原町の皆さんのほうが、そういうものに対しての危惧があるように私は思っていたわけでありませう。

それとやはり新市建設計画を果たしてうまく推進していけるかどうかというものを、しっかりとどこで担保取っていくのだというような意見もあるわけでありませうけれども、私はそういうことではなくて、真に町民の皆さんが、どういう形で合併したときに不安を解消していくかと、そのために激変緩和に対する措置をどのように講じていただけるのかというようなことが、一番大事だと思っております。地域自治区という名前というよりも、それ以上に持つ中身の問題について、やはり議論をしていかななくてはならないと常々私は思っているわけでありませうけれども、こういう議論がいまだ1度もなされていないわけでありませう。

私はこういう、しっかりとした場の中で、大いに議論を交わして、やはり住民の皆様にも由比町の町民が考えていることもわかっていただいて、また静岡市さんの考え方もわかっていただいてやっていかないと、何のための合併協議会だっという形に私はなると思っております。私もこれから、もう少しまだ意見を言わせていただきますけれども、そういった意味では、やはり意見として由比町の町民の考え方を私、今、代弁させていただいているということでございます。

議長（小嶋静岡市長） 剣持さんどうぞ。

剣持委員（静岡市議会議員） 建設計画の中間素案を見ても、合併によって、私は静岡の例えは補助金、あるいは敬老行事のいろいろな各種制度の見直し、あるいは農道や水路の基盤整備に対する補助金など、全部これは今、静岡市の制度に合っていくわけです。ということは、かなり由比、蒲原の皆さんにとっては、住民サービスにつながる、あるいは地域の皆さんのための振興につながっていくと私は思っております。

少なくとも清水に区役所があり、出張所あるいは市民サービスセンターがあって、戸籍・住民サービスはそこで受けられるようになるわけですね。あるいはまちづくり推進課というものが区役所機能の中にありますから、当然、出張所とか市民サービスセンターの中に位置づけられると私は期待しております。であるならば、私はその1つのすり合わせの中でサービスが非常に上がるか、それが合併効果です。そうした効果がこの合併によってできるとい

うことは、私は由比、蒲原にとっても大変すばらしいことだし、逆にそういう一体感の中で70数万の市をつくり上げてく。由比の気持ちを70万全体で思って生かしていくということが、やはり大変大事なことではないかと私は思います。

静岡市案は地域審議会を設置しないということになっていますが、基本的には、静岡市としては大きく中部100万都市という方向に向かっていくというのは事実であります。向かっていきたいという願望の中で、できるだけ広く包含していき、これからの地方分権時代の中の静岡県、中部圏の中核都市という意味を当然考えております。こうした100万都市構想の中で、やはり合併をしていく上では、地域審議会等は設置せず、皆さん方の気持ちを一つにしていく必要がある。だからそのためには、由比町と蒲原町の皆さんの気持ちもやはり思わなくてはならないという意味で、私は先ほど個人的に、静岡市案としては地域審議会はいらぬのではないかと、十分それで機能できると申し上げました。しかし、この大事な合併協議をまとめていくためには、静岡市も少しは皆さんの気持ちに合わせていくと、そういう意味からも地域審議会に対応できないでしょうかと、そういうまとめるという意味も1つは含めて申し上げさせていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

副会長（望月由比町長） この合併協議をまとめたいということについては、私も剣持委員と全く一緒に、何が何でもこの合併をさせなくてはいけないというような気持ちを持っております。しかしながら、由比町がここまで合併協議会を立ち上げてきた経緯というものも、皆さん御理解していただけるとは思いますけれども、2度にわたる住民発議を否決して、そして町長案で住民投票を4月25日に実施させていただいて、ここまでたどり着いてきております。そうした背景を見ますと、やはり町民が、実際にこういう合併というものは、20年、30年、1世代後に大きな効果として現われてくることは、絶対これは誰しもが認めることだと思っております。

しかしながら、直近の激変に対する、こんなはずではなかったということが、必ず時の町長だれだというような形で出てくるわけでありまして。私は、何を言われてもいいのでありますけれども、やはり町民が、合併したときに、どういう町になったかということ、自信を持って私が言えるような形の中で合併をさせていかなければ、私の責任は果たせないと、思っております。

そういうことでありますので、それに対する一番いい方法は何かということで勉強させていただいて、地域自治区という形を言わせてもらっていることであります。それがだめであるならば、それにかわるもの、同じようなことができるものを、やはり激変緩和に対する措

置を、やはり皆さんでいい方法をまとめていただきたいと思います。私はそう思っているわけ
あります。

2度にわたる住民発議を否決して、こうした合併をしてきた町の実情、果たして町の議員
が、私は議員に対していろいろ言っておりますけれども、議員が最終的に廃置分合議案をど
うするだとか何とかということも言っておりますが、そういう変なことのないように、私は
ぜひとも皆様の、町民の不安を払拭するような形の中で、由比町の皆さんの気持ちを、合併
協議の中でまとめていただければ、ありがたいことであって、何が何でも、これは合
併すべきであると、こういう気持ちで私は邁進していきたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） それでは、これ以上議論しても進展がないと思いますので、次回に
継続させていただきたいと思いますが、由比町さんの強い御発言、よく内容はわかります。
しかし、我々静岡からしますと、出張所というのがあります。区の中に出張所ができる地区
に、長田というところがあります。そこは人口が6万人ですが、極めて小さい出張所です。
それで、その事情はよくわかりだろうと思います。したがって、今回、このことについ
て我々が案をつくるときも、2町で1か所かという議論もあったけれども、しかし、それぞ
れ今まで一自治体として完結してこられたわけだから、町民の皆さんが、合併して役場もな
くなってしまったというのでは、やはり激変だと。それを緩和する意味で、あえて出張所機
能を2か所提案しようではないかということを考えて、この案を出させていただいたとい
うことで、その辺の我々の気持ちも知ってもらいたいと実は思います。

こういった問題は、結局お互いの信頼関係です。お互いの立場を譲り合ってやはり合意し
ていかないといけない。ただ忘れてはならないのは、何のために合併するかです。今この話
が何のために出ているかという、やはり私は、お互いにやはり別々にいたのでは経営も成
り立たない。今のいろんな財政状況、先行きを考えますと、できるだけ一緒になって、コス
トを下げながら、サービスを維持していくというのが目的です。ですから、由比町さん、蒲
原町さんのこともわかるものだから、我々としては前向きに検討しようではないかとい
うことで、同じ圏域の仲間としてやらせていただいているわけで、我々としては、合併、特にこ
れは編入合併ですから、我々としては、できるだけ由比町、蒲原町さんの痛みを感じながら
議論しているということも、ひとつぜひとも知っておいていただきたいと思います。

今の発言は、議長という立場と、静岡の市長としての立場と両方で申し上げさせていただきました
が、本日ここでは結論が出そうもありませんので、次回改めて協議をさせていただ
くということで、この辺で締めくくらせていただきたいと思います。よろしゅうございま

すか。

(「異議なし」と言う者あり)

【農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて】

議長(小嶋静岡市長) はい、それでは次に、7番の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についてであります。その前に、各農業委員会における協議について事務局から報告をいたします。

事務局 それでは、農業委員会の選挙による委員の在任期については、これまで各農業委員会による協議をお願いし、意見の調整を図ってまいりました。そして、去る9月29日での協議において、両町の農業委員会の選挙による委員については、それぞれ3人ずつが在任するというので、最終的に1市2町の農業委員会の意見が整ったということでもありますので、御報告をいたします。

これを受けまして、本協議会におきましても御協議いただくわけではありますが、この案で決定する場合のすり合わせ方針案としまして、別紙資料の2ページにすり合わせ方針案を記載してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

なお、後ほどご覧いただきたいと思います。資料本書の2-3ページのほうにも、同じようにすり合わせ方針案を記載させていただいておりますので、御参考までに申し添えます。

それでは、別紙資料の2ページを、読み上げさせていただきます。7番の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」のすり合わせ方針案でございますが、「蒲原町農業委員会及び由比町農業委員会は静岡市農業委員会に統合する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、両町の農業委員会の選挙による委員のうち、それぞれ3人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。」ということでございます。よろしく願いいたします。

議長(小嶋静岡市長) ただいまの説明につきまして御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。

副会長(望月由比町長) 望月でございます。

この件につきまして、私も由比町の農業委員会の会長として、静岡市農業委員会の会長さんたちと、すり合わせについて9月29日の日に会議を持たせていただきました。静岡市としては2人、蒲原町、由比町としては4人。在任期間は18年4月1日から19年3月31日までの1年間、それぞれ4人と2人という形であったのでありますけれども、私どものほうから、

どうしても4人でだめであるならば3人という形の御理解をいただけないかということをお願いいたしましたところ、静岡市農業委員会のほうで、よろしいでしょうというお答えをいただいたわけであります。

したがって、農業委員会のほうですり合わせがなされたことですので、ぜひこの合併協議会の中では、この案について御理解を賜ればありがたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） ということでございますので、それでは、両町の農業委員会の選挙による委員については、それぞれ3人が在任するものとし、すり合わせ方針案は別紙資料の2ページのとおりということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、「蒲原町農業委員会及び由比町農業委員会は静岡市農業委員会に統合する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、両町の農業委員会の選挙による委員のうち、それぞれ3人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。」ということとさせていただきます。

【地方税の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に8番の「地方税の取扱い」についてであります。ここでは都市計画税の取扱いについて御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。

それでは、両町とも都市計画税の税率を0.2%とすることにより、合併後5年間は不均一課税を適用するというすり合わせ方針案につきまして、このとおりによろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、8番の「地方税の取扱い」については、「静岡市の制度に統一をする。ただし、蒲原町及び由比町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、事業所税を課税免除し、都市計画税の税率を0.2%とする。」ということに決定をさせていただきます。

【一部事務組合等の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に、一般項目に移りまして、12番の「一部事務組合等の取扱い」

についてであります。協議の前に、事務局から説明があります。

事務局 それでは、一部事務組合の取扱いについて御説明をいたします。別紙資料の3ページをご覧くださいと思います。これまでは、静岡市案と蒲原町、由比町案という形で御説明してまいりましたが、これまでの協議を踏まえ、1市2町で調整させていただきまして、今回ご覧のとおり、一部を除き、すり合わせ方針案を作成いたしました。

最初に1の病院組合ですが、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市が合併の日に参加するものとする。ただし、両町は本年12月末までに実効性のある経営改善計画を策定し、来年度から実行するものとし、経費負担として両町の負担割合を静岡市の負担割合とすることまでについては一本化されましたが、看護専門学校の取扱いや欠損金の清算方法については意見が異なっている状況でございます。なお、これらのことについては1市2町と組合の管理者である富士川町との話し合いを踏まえ、協議していくことが確認されております。

続いて、次のページになります。2の庵原郡環境衛生組合については、もともと大きな相違点はございませんでしたので、既定の表現方法を一部修正するなどして、ご覧のとおりすり合わせ方針案に一本化されております。

3の庵原地区消防組合につきましては、両町は合併に伴い組合を脱退するものとし、蒲原町、由比町における消防業務については静岡市が実施するものとしたしました。なお、結果的に解散となることに伴いまして、富士川町における消防業務については、地方自治法の規定に基づき静岡市に委託することができるものとし、富士川町から委託の申し出があれば、委託事務の範囲や執行方法、経費の負担などについて別途規約を締結することになります。なお、その場合は、組合職員すべてが、引き続き静岡市の職員の身分を保有するように措置することになります。

また、解散に当たって組合職員の任免、給与等や財産の処分の取扱いなどについては、現在の構成団体である富士川町、蒲原町、由比町と、合併関係市町村である静岡市とで協議して定めることとなります。

以上、一部事務組合の取扱いについて御説明をいたしました。なお、このほか合同会議資料の本書の3 - 1ページをご覧くださいと思います。

一部事務組合以外の協議会等の取扱いですが、2の法定協議会の静庵地区広域市町村圏協議会については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱会するものとし、3のその他の事務の共同処理についても、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退し、

静岡市の加入が必要なものについては合併後に加入するものいたします。

また、6の第3セクターについては、当面現行のとおりいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） 10分間休憩します。再開は2時55分にします。

（休 憩）

【庵原郡環境衛生組合の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） それでは再開をさせていただきます。

まず、今説明がありました、順番については、最初に2の環境衛生組合の取扱いから協議をお願いしたいと思います。これについては先ほど説明がありました、御意見ございましたら御発言をお願いいたします。これについては、よろしいですか。

それでは、この環境衛生組合の件につきましては、ただいまのすり合わせ方針案のとおりでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、「庵原郡環境衛生組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退をし、静岡市において合併の日に参加するものとする。静岡市の負担割合は、従前の蒲原町及び由比町の負担割合とする。なお、今後は、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断されたところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。ただし、火葬場施設については、現行のとおりとする。」ということに決定をさせていただきます。

【清掃事業の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） それでは、環境衛生組合の取扱いが決まったことに伴いまして、継続の協議となっております一般項目の25番「清掃事業の取扱い」について御協議をいただきたいと思います。これも事務局から説明いたします。

事務局 それでは、合同会議資料の3 - 5ページをご覧くださいと思います。

一般項目の25番「清掃事業の取扱い」について、御説明をいたします。ここに記載のとおり、両町におけるごみの処理及び最終処分、そしてし尿処理については、すべて庵原郡環境衛生組合の施設により処理されております。

今回、環境衛生組合及びその施設につきましては、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断されるまでは事業を継続することになりましたので、基本的には当分の間現行のとおりということになります。また、これに伴い、ごみの収集方法についても、当分の間現行のとおりということになります。

なお、次の3 - 6ページにかけまして、ごみや資源の分別方法の違いが示されておりますが、ごみ減量やリサイクルへの取組みは、自治体ごとに異なっており、静岡市でも、静岡地区と清水地区で1市2制度となっております。したがって、合併後の一元化作業の進捗状況にもよりますが、当面は1市多制度となることも想定をされます。説明は以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの説明につきまして御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、すり合わせ方針案のとおりということでもよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、25番の「清掃事業の取扱い」については、「蒲原町及び由比町の区域のごみ処理及びし尿処理については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、庵原郡環境衛生組合の施設については、使用に耐えないと判断された時点で廃止し、順次事業を縮小するものとする。」ということに決定をさせていただきます。お手元の資料に、ごみ処理施設の状況が書いてありますのでまたご覧をいただきたいと思います。

【庵原地区消防組合の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） それでは、別紙資料の4ページに戻っていただきまして、3の消防組合であります。これについて御意見等がありましたらお願いをいたしたいと思っております。どうぞ。

副会長（望月由比町長） 望月でございます。

欄外に書いてあります「消防組合の解散に伴う対応について」の でありますけれども、「富士川町から委託の申し出があった場合は」と書いてありますが、私は、口頭であろうかと思っておりますけれども、静岡市長に対し富士川町長が事務委託をお願いしたいという形で行っているように思っているのですが、ここは、文書など正式な形の中で申し出があったということの意味するということか御質問いたします。

事務局 事務局からお答えいたします。

今、由比町長さんがおっしゃられたように、正式な文書で御依頼があった場合のことを指しております。今までそういうお話は聞いておりますけれども、正式な形ではまだいただいておりませんので、それを受けた形でということでございます。

副会長（望月由比町長） の組合職員の任免及び給与等及び財産の処分についてでありますけれども、一部事務組合の職員でありますので、解散と同時に身分を一度失うと思います。しかしながら、再三お願いしていますように、静岡市にすべてを統合していただくという形で職員を統合させていただくようお願いしているのですが、退職し、新しくまた静岡市の職員という形になりますと、一度身分を失うことによって、退職金等の問題が発生してくるかと思っております。管理者として、一般の役場の職員と同じように統合できないかという形で心配をしていることもありますので、その辺について配慮していただければありがたいと私たちも思っておりますので、それについての説明をいただければありがたいと思います。

事務局 それでは、 に書かれている内容についてでございますが、組合の職員の任免、給与等の部分で、これから少し検討しなければならない点がございまして、今おっしゃられましたように一部事務組合を退職し、静岡市の消防吏員になるということでございますので、退職手当組合も違うところになりますので、一旦清算をしていただいた上で、静岡市の職員になっていただくということで、形としては、例えば退職金をもらって、ゼロから静岡市の職員でスタートするという意味ではなくて、継続して静岡市の職員、消防吏員になれるような形で、今後、富士川町、蒲原町、由比町、それから静岡市で内容を調査検討していきたいと考えております。そういった意味で欄外に、1つの問題点として書かせていただきました。

それから、財産の処分の取扱いにつきましては、特に富士川分署が富士川町にございますので、その処分、財産の取扱いについてはまだ結論が出ておりませんので、これも1市3町で協議をしたいと考えております。以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） 鈴木委員どうぞ。

鈴木委員（静岡市議会議長） 確認をさせてもらいたいです。要するに委託事業としてそれを受けるのですが、その職員の給与、それから退職金は、その退職手当組合から市が引き継ぐわけですね。その後の退職金の積み立ては、富士川町の分も富士川町がしてくれるわけですね。それはどうなりますか。

それともう1つは、富士川町が仮にどこかと合併したというときには、それはどうなりますか。

副会長（望月由比町長） 私が答えるべきことではないとは思いますが、大変難しいことだと思っております。ですから富士川町さんは富士川町さんの負担割合の中で、処理していくような形でないと、この合併協議会の中でも、理解が得られないのではないかと、私は思うのであります。

議長（小嶋静岡市長） そこから先は、静岡市と富士川町さんの話になるかもしれない。

それで、実は正式にまだ富士川町さんから委託を受けてほしい、委託をしたいという話はありません。口頭ではありますが。ですから、そのときには、負担金の算定をどうするかとか、その辺はきっちり詰めないといけないと思っております。もしそれがお互いに条件が整わなければ、それはもう富士川町さんは単独でそのままやってくださいと言わざるを得ない。それはそのときの話ですが。

それと、やはり富士川町さんには、町民の危機管理の問題だから、本来やはり自治体が完結して自分でやるべきではないですかということは一応申し上げてありますけれども、それもつらいのでという話で、正式に話があればお話に応じるし、そのときはまた条件といいですか、そういうものもまた話をしましょうということには一応いたしてあります。そのような状況ですから、鈴木さんのお気持ち、私も同じ気持ちでありますけれども、何とも今申し上げられない。ただ、職員の方々の身分の問題、これは大事ですから、きっちりとやはりしてあげなくてはいけないと思っております。ということで御理解いただきたいと思っております。

鈴木委員（静岡市議会議長） 今まで3町の組合としてやってきたことですから、この合併によって俺は知らないよというわけにはいかない部分もしっかり受けとめながら、しかし、きちっと決め事は決め事としてやってほしいということだけ要望させていただきたい。

議長（小嶋静岡市長） おっしゃるとおりです。ほかに御意見等ございますか。

それでは消防組合につきましては、すり合わせ方針案のとおりということでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、「庵原地区消防組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退をする。蒲原町及び由比町の区域における消防に関する事務については、合併後の静岡市が実施するものとする。」ということになりますので、よろしくお願ひします。

【共立蒲原総合病院組合の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次の1に戻ります。病院組合についてであります。これについて御意見等ありましたら御発言をお願いします。

副会長（山崎蒲原町長） 私、たびたび同じようなことばかり言っているものですから、そろそろ言いにくくなっているのですが、芝川町を含める4町ですが、特に3町の状況を考えますと、蒲原病院の財政的負担というのは非常に重くなっておりまして、今、累積欠損の清算について、ぜひ合併の前日までにとということで静岡市さんのほうから出ておりますが、現実の今の財政状況を考えますと、富士川町を含む3町ともに、なかなか大変な状態にあるのではないかと考えておりまして、私どもから提案させていただいている、10年の割賦返済というようなことで御理解をいただくと大変ありがたいと。それは本当に、ない袖は振れないということでもございますので、本当に御理解賜りたいとお願い申し上げたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） ほかに御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。鈴木さんどうぞ。

鈴木委員（静岡市議会議長） 何か嫌なことばかり言ってしまって申しわけないのですが、10年間というのは、できるだけ短くしてほしいというのが静岡側の気持ちです。それからもう1つ、経営改善計画、これが12月末までに出るということなので、これをしっかり見せていただいて、これが実効あるものになるということがわかった時点で、この判断をまたさせてもらえればいかと思っております。

副会長（望月由比町長） 今、経営コンサルに調査をお願いしているのでありますけれども、成果品は17年の3月であります。16年12月末までで中間的な大体の大筋を提出させていただくということで御理解を賜りたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） ほかに御意見ございますか。どうぞ。

豊島委員（由比町女性団体連合会会長） 由比町の豊島です。

住民の意見としましては、この病院に関しまして、すごく問題点が多いということはわかっておりますし、やはり新聞紙上においても、累積欠損金が多くて大変だということで、これはぜひ3町と、それから静岡市で話し合いしてもらいたいということですが、ぜひ存続ということ、当面ではなくて、形を変えてでありまして、住民にとりましては大事な病院ということだけは心に入れていただいて、続けていける経営方針をもって、今後とも、長い間地域住民の医療機関であるということ、ぜひ頭に入れておいていただきたいということは、住民それぞれが思っていることだと思っておりますので、それをぜひお願いしておきたいと思っております。大変いろいろ蒲原町さんのお話とか聞いておりますと、とても静岡市さんの意見のよう

にはいかないようでございますけれども、ぜひ長い間、どういう形であっても地域の総合病院であるということを再三お願いしてきてはおりますけれども、それをもう一度この場でお願いしておきたいと思えます。

議長（小嶋静岡市長） おっしゃるとおりで、そう思います。ただ、今現在、管理者は富士川町長さんですから、なかなか言いづらいという面も実はあります。それと、はっきり言って累積赤字を背負ったままのところを引き受ける、一緒になるというのは、これも実は我がほうとしてもつらい話でありまして、それはこれからのことだろうと思えます。いずれにしても、富士川町長さんにもお願いしまして、経営改善計画をしっかりと立ててほしいと。それを見て、それがしっかりできるということであるならば、静岡市としても引き継いでいく気持ちはありますと実は申し上げてあるわけで、それはまだ、これから明らかになるようでもありますので、その上で考えていきたいと思えます。

私もそれは、病院がなくなったら、町民の皆さんにとっては切実な問題でありますので、できる方向でやはり努力をしていかななくてはいけないと思っております。ということで、今現在、経営改善計画を立てつつあるということでもありますので、それを見定めた上で、この問題については、以後また協議させていただきたいと思えます。したがって、まだ時間もあると思えますので、継続協議ということにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

【一部事務組合以外の協議会等の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） なお、この項目については、先ほど事務局から説明がありましたように、一部事務組合以外の協議会等の取扱いについても決める必要がありますが、事務局案のとおりということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、一部事務組合以外の協議会等の取扱いについては、「静庵地区広域市町村圏協議会については、蒲原町及び由比町は合併の日の前日をもって脱会する。その他の事務の共同処理については、蒲原町及び由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市の加入が必要なものについては、合併後に加入するものとする。第3セクターについては、当面現行のとおりとする。」ということにさせていただきます。

これでこの項目につきましては、病院組合以外についてはすり合わせ方針が決定をしたということになります。ありがとうございました。

それでは次に、今後予定されています住民説明会や公聴会の開催について、事務局のほうから説明がありますのでお聞きをいただきたいと思います。

【住民説明会及び公聴会について】

事務局 住民説明会及び公聴会の開催について御説明をいたします。最初に住民説明会の資料をご覧くださいと思います。

住民説明会は、合併協議会の協議結果を住民の皆さんに説明するとともに、意見交換の場を設けることにより、住民意向を的確に把握するために開催するものでございます。実施回数は第2回合同会議で年間スケジュールについて御説明した際にお話をいたしました。各市町で2回ずつ、計6回行います。日程につきましては、当初は10月末から11月にかけてということで御説明をいたしました。現在の協議状況から考えますと、継続協議となっている項目について一定の成案を得た上で住民説明会に臨むことが適当との判断から、表のとおり、12月9日（木）から12日（日）にかけて集中的に実施したいと考えております。

これでいきますと、これから住民説明会に使用する資料を今後作成した場合に、12月1日ごろには全戸に配付できること。また継続協議事項について、各市町で検討し調整した上で11月30日の合同会議の協議を経ることにより、その結果を当日資料として配付し説明することが可能となります。出席者でございますが、会長及び両副会長は、すべて出席していただきまして、委員の皆様には、御自身が所属する合併協議会についてできる限り御出席をいただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いたします。

進行方法は記載のとおりでございますが、説明等に30分程度、意見交換に1時間程度を見込んでおまして、全体の所要時間は1時間半から2時間くらいとなります。

説明資料は、次のページのレイアウト案のとおり、表面に会長、副会長の挨拶のほか、建設計画の登載事業を、また裏面には合併の必要性、効果、不安への対応と各協議項目の協議状況を掲載し、折り畳んでA4判サイズになるように作成いたします。また内容ができてまいりましたら事前にご覧をいただくようにしたいと思います。

次に、公聴会の資料をご覧ください。公聴会は、合併協議会における是非決定の前に、住民意向の把握に万全を期するため、特に希望する住民の方に意見発表の機会を設けるものでございます。なお、表題にありますように、これまでこの件については、「公聴会」という表現でお話をしてまいりましたが、今回括弧書きで記載しましたように、「住民意見発表会」のほうがわかりやすいことから、今後はこちらの表現に統一させていただきたいと思います。

ので、よろしくお願いいたします。

なお、住民意見発表会は、当初のスケジュールでは12月を予定しておりましたが、住民説明会の日程がずれ込んだこと、住民意見の募集に時間を要すること、また予定ではありませんが、第9回と最終回の合同会議の間であることから、来年1月16日（日）の午後1時半から由比町中央公民館で開催したいと考えております。意見発表者は、別紙2ページの応募要項によりまして、意見発表要旨を添えて申し込んでもらい、これをもとに委員の皆さんに選考していただき、各市町からそれぞれ賛成・反対2名ずつ、計12名の発表者を決定し、当日お1人10分以内で発表していただきます。したがって、発表会の所要時間は2時間半程度を予定しております。委員の皆様には全員の出席をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの説明につきまして御意見ございましたら御発言をお願いいたします。須藤委員どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原の須藤です。

公聴会ですが、由比町中央公民館で1回ということになっていますけれども、この合併協議会は静岡市と蒲原町、静岡市と由比町の1市1町ずつということになっています。そういう中で、蒲原町の議会では、やはり別々に、それぞれ1回ずつ公聴会を開くべきだろうという意見が出ています。こういうことはないかもしれないですが、例えば片方の町とは合併したいけど片方とは嫌だとかと、そういう意見もあるかもしれません。そういう意味から、できれば各町で1回ずつという公聴会を開いていただきたい。

そういうことになりますと、2名じゃなくて、できればもう少し大勢の人の賛成意見、反対意見を聞きたいということで人数も考えていただきたいと。まだ日がありますから、この点を検討していただきたいということを要望いたします。

事務局 住民意見発表会が1か所ということで、須藤委員さんがおっしゃられるように、大変失礼をいたしました。事務局のほうでは、1市2町の間中に位置するという事で由比町さんの会場を使わせていただくということで検討をさせていただきました。しかしながら、1市1町の合併協議会ということでございますので、昨日ですか、ちょっと事前に蒲原町さんからもお話がございましたので、例えば1月16日の午後1時30分から3時までを由比町さんで開催して、場所を移して4時から5時30分までを蒲原町さんでというように、事務局では考えております。できましたら同じ日で移動してやらせていただきたいと思います。会場や開催方式については、事務局でまた検討させていただき、委員の皆様、また住民の皆様に

は改めて御案内をさせていただきたいと思います。

それから人数ですが、これは今後公募いたしまして各2名というのが1つの目安でございまして、応募状況等にもよりますけれども、所定の時間内で対応できるような形であれば、選考の中で2名が3名になりということ、それ以上になった形でも構わないと考えております。以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） 大変失礼をいたしました。それでは、今事務局から説明がありましたとおりに修正をして、これから開催の段取りをさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

【その他】

議長（小嶋静岡市長） それでは、そのようにさせていただきます。それでは最後に、その他としまして事務局から説明があります。

事務局 続きまして、次回の会議の開催日程について御説明をいたします。第8回合併協議会合同会議は、11月30日（火）の午後1時30分から、JR静岡駅北口のホテル・アソシアにおいて、開催する予定でございます。開催通知につきましては、後日改めて送らせていただきます。

また、先ほど住民説明会や住民意見発表会の開催について御説明をいたしましたが、合同会議を含めまして、別紙資料の5ページにございますが、今後の合併協議会の開催日程案をつけさせていただきました。当初の合同会議の開催予定に加えて、太枠で住民説明会を、二重線で住民意見発表会の予定を入れてございます。また、今回の説明に伴いまして、年間スケジュールを別紙資料の6ページのとおり変更してございますので、またご覧をいただきたいと思います。説明は以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいま日程等の説明がありました。この際、その説明を含めて、ほかに何か御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

副会長（山崎蒲原町長） 今になって何だと言われてしまうかもしれませんが、実はその他の事項ということに協議内容としては該当するのではないかと考えておりますが、本来、この合併協議会は行財政改革の推進の一環として視点を据えておくべきだろうと思っております。私たちの町も、実はもう、この合併協議会以前に随分一生懸命、職員の定数の問題については削減の方向で努力をいたしまして、合併によってどうなるのだろうということも、

もちろんあるかと思いますが、できることであればある程度、何年ということは具体的には言えませんが、中期の目標ぐらいは、私たちの町が合併すると、このぐらい全体が軽くなるという話を住民に説明できるような背景づくりというのは、合併協議会としてできないものかというのが1点ございます。これは非常に難しい問題でもありますので、それぞれの町の行財政改革の問題と密接にかかわっておりますから、大変難しい問題ですけれども、やはりこれは、ある程度事務レベルでも協議すべき問題ではないかと感じております。

それからもう1つは、これは今が本当にそういう時代ではないかという感じがしているのですが、私たちが合併の合理性を訴える中で、今の社会の情報システム全体の可能性については、強く皆様方に訴えかけをしてきたつもりでございます。要するに、コンピューターと回線を結んだシステムを使えば、少し離れた場所でも情報の遅れはないということで説明してきたつもりでございますから、できることであれば、これもやはりある程度の目標、例えば蒲原と静岡の間に、例えば専用回線があるとかいう形のシステムづくり全体についても、若干前提を示して合意を図っておくというようなことが必要なのかと、このような2つのこととございますが、なかなか難しい問題をいきなり出しましてすみませんが、よろしくまた御検討いただければと思っております。

議長（小嶋静岡市長） おっしゃるとおりだと思います。特に合併に伴う定員削減の問題、これは我々と清水の合併のときもありました。はっきり言って管理部門だけでも半減するわけです。ですから、ある意味では、例えば今現在の由比・蒲原地区の職員の数も合併して何人になるかというのは、かなりはっきり言いやすいかもしれない。ただ、静岡市のほうが、今7,000人ぐらいいますから、その中で管理部門を共用して、このように減るという説明でいいと思いますが、その辺は、まさに合併の一番の大きな目的でありますので、ある意味では説明できるようにしておいたほうがいいかもしれないと思います。

それと、情報通信の問題については、これはもうおっしゃるとおりだし、また住民票とか介護保険とか国保とか、あらゆる検索システム等が統合されます。それについて、行政事務所間での通信網の整備というのは必要なことだと思いますので、これから一体となってやっていきたいと思っております。

そういうことで、ほかに御意見ございますか。どうぞ。

豊島委員（由比町女性団体連合会会長） 聞き逃したかもしれませんが、先ほど言いました公聴会の件で、蒲原町さんのほうから1市1町だということで、蒲原町さんのほうでもやりたいということは、それはわからなくはありませんけれども、由比町でやって、それ

から蒲原町でやる。そのときに住民の意見をいただきます。そのときは、由比町でやった場合は蒲原町さんの意見は一切聞かないということなのか、少し聞きたいです。

事務局 基本は1市1町ということですから、今考えているのは、例えば2人ずつ賛成、反対派がいたとしますと、由比町さんでやる場合に静岡市の賛成派が1人、反対派が1人。それで、由比町さんの賛成派が2人、反対派が2人ということですね。それで、蒲原町さんでやる場合には、静岡市の賛成派1人、反対派1人、蒲原町さんの賛成派2人、反対派2人ということで、結局、当初1つにまとめてやろうと想定していたのですが、2つに分けたいということで、まさに1市1町の住民意見発表会になります。静岡市民については、2人ずつで、その方が2回話をし、聞いていただくというのは、少し大変な話でありますから、2つに分けることになれば、静岡を1人ずつに分けるという考えであります。

豊島委員（由比町女性団体連合会会長） 1市1町という考えでいけばそうかもしれませんが、私たちにしてみますと、1市2町だという考えが私の中にはありまして、もしできましたら、蒲原町さんの反対、賛成の意見も聞いてみて、私は委員だから聞けますけれども、例えば由比町の町民であっても聞きたいのではと思ったわけです。

事務局 そのとおりで、公聴会の件については急に2つに分かれたものですから、この1日に2か所でやりますけれども、2か所とも委員さん全員にお聞きいただきたいと思ひますし、町民の方も両方聞いていただいても、全く構わない。聞いていただきたいです。

豊島委員（由比町女性団体連合会会長） そういうことははっきりと、そこに明記していただいたほうがいいかと思ひます。

事務局 説明資料の中には、募集要項あるいは会議の説明資料の中に入れておきます。

豊島委員（由比町女性団体連合会会長） よろしくお願ひいたします。

議長（小嶋静岡市長） ほかに御発言ございましたらよろしくお願ひします。よろしいですか。

それでは、本日お諮りをいたします案件はすべて終了いたしました。これをもちまして第7回静岡市蒲原町合併協議会及び第7回静岡市由比町合併協議会の合同会議を閉会とさせていただきます。御苦勞さまでございました。